

「個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針」に関する意見募集について 【パブコメ期間：1月20日～2月10日】

受付番号	提出日	該当箇所	提出意見	背景	個人又は団体
1	2022/1/20	見直しの方針①	令和3年改正より、公的部門を監視・監督する立場となることに加え、先般の個人情報保護委員会自身の個人情報の漏えい問題を重く受け止め、官民一元監督する立場から、これまで以上に、個人情報保護委員会そのものガバナンスも強化することを明らかにすべきではないか。 なお、その方針を踏まえて、個人情報保護委員会は、実行に移すことが重要であるが、それは今回の方針とは関係がないので、今後の検討課題である。		個人
2	2022/1/29	見直しの方針②	開示、利用停止、消去等の個人による請求権の拡大について意見です。 今週、ある超大手検索サイトに削除を依頼したところ、拒否されました。私を保護するために、7年間は削除できないということでした。この回答にじっくりきけません。個人情報保護法第19条で利用する必要がなくなったときは遅延なく消去するよう努めなければならないとあります。しかし、今回の見直しを機に、個人から消去請求があったときは遅延なく消去をすることというように、個人主体での法律であってほしいです。現時点では、個人情報取扱業者主体であり、これでは個人情報の所有権は個人本人ではなく業者であり、個人情報の漏洩を危惧する私としてはじっくりきけません。		個人
3	2022/1/31		登記簿に記載された物件情報とオーナーの個人情報をデータ化し、中古物件の所有者に対して、強引なりフォーム営業を行う業者が昨年秋頃より増えている。不動産の取引を目的とした開示であるのに、別目的（リフォーム営業）に利用することは明らかな目的外利用であるが、これを法務局で把握していない。法務局や登記情報データサービス等で著しく大量（例1000件超）に情報を取得する者は、取得者の情報を開示する規定及び、目的外の第三者（例 建築業者）への転売を禁止する規定、委託先に提供を行った場合の提供先の情報を法務局に提出する等の事故に備えた追跡できるしくみを設けて欲しい。またこれらの記録は必要に応じ警察に開示できる状態にして欲しい。	築20年超えの賃貸物件のオーナーは、逆算すると年齢が70代から80代の高齢者と思われる。また古いまま賃貸物件を保有していることは、立地が悪く大手に建替えメリットなしと判断されて大手から関係を絶たれたこと（情報弱者）を意味する。事業用物件は消費者保護法の対象外、かつ自宅にアポなし訪問（クーリングオフ対象外）、強引に上がり込む長時間居座る、法人実体が疑わしい（登記の所在に会社がない、固定電話なし、本店とする場所は無人でアルバイトらしき個人宅に電話転送、部署や組織がない、求人はオンライン面接のみで会社訪問させない、）、なにか発覚した際に追跡できない状態となっているため、一定量の個人情報を取得したものを管理する必要がある。（自宅で遭遇した2例は、たどると本店とする場所が大阪だが、電話対応者は兵庫県、いずれも同一手口で且つ法人登記日が同じだった。自宅は千葉だが、求人は全国規模で順次でている）	個人
4	2022/2/7		個人情報保護委員会については、個人情報の保護に関して、見本となるべき組織であるはずだが、令和4年1月7日にパブコメ結果公示の際に、個人名記載の情報を約40分間気づかずアップしたとのこと。これが、民間企業であれば記者会見等を開いて、経緯および再発防止策等についてきちんと説明し、相当の社会的制裁を受けるべき内容ですが、この個人情報漏洩案件について、どこまで公表されているのでしょうか？個人情報保護の総元締めができないことを他に求めることはできないはずですが。		個人
5	2022/2/9	見直しの方針②	総務省等に権限を委任している事務について、実効性を鑑みて有効性が低いものについて権限の委任を廃止し、そもそも担当ではないという形にされたい。	<p>どうも総務省及びその電気通信分野の地方支分部局である総合通信基盤局が、個人情報保護法についての電気通信分野における事務を自ら望んで引き受けているはずなのにも関わらず、（市民から証拠を付して通告があって知る事になる）事業者についての法違反となるような振る舞いについて、全然連絡（問い質し）等を行っていない事実が存在する（※1）。また、その各種ガイドラインにおいての個人情報保護についての不全さ・不適切さが存在する（※2）。個人情報保護委員会は、総務省等が不適切な振る舞いを行うのであれば、早急に、総務省に行わせている事務について、担当をさせないようにするようにされたい。</p> <p>総務省だけではないが、個人情報保護委員会は、他行政機関への権限の委任について、整理を行っていただきたい。それらの行政機関は国民・市民より業界の事業者の利益を重んじていて、法に違反する事態でも問題視をしない状況が存在するようである。（特に総務省が所管する電気通信関連分野ではその傾向が著しいが、開示事務についての違反があまりにも多く、そして総務省（及びその地方支分部局）が簡単に分かるはずの事業者の法違反について問題視せず、また電気通信分野についての個人情報保護についての疑義照会にも応じようとしない。）</p> <p>（なお、そうすると個人情報保護委員会でのマンパワーが足りない事態が出てくるのではないかと思われるのであるが、個人情報保護委員会は、自身のマンパワーを増やすか、あるいは消費者庁等のように地方公共団体の部署に事務を行わせるようにして市民が問題事態に遭遇した際に対応が可能なような十分な数の窓口を設けるようにしていただきたい。（なお、市民としては、証拠書類を持ち込んでの行政からの事業者への連絡（問い質し）などが行えるような組織・部署が地方公共団体にあると好ましいのではないかと考える。））</p> <p>※1 これがために、電気通信事業者が平然と市民に開示事務等で虚偽となる事を伝えたり、応じなかったりするという事態が多数発生している。</p> <p>※2 例えば、電子メールの保護についても重要性があるものなのに（行政において電子メールでの手続を拡大していこうという方針においてはより一層に）、法定の電気通信事業者のうち電子メール役務を扱うものにインターネット上で行われる電子メールの送受信のTLSでの保護機能（SMTPoverTLS、STARTTLS）を必須化させていない事等（なお、この事が、日本の行政機関（マイナポータルや防衛省などもであるが、地方公共団体についても大きな問題と考える。）の多くにおいてTLSで保護されたメールの受信が不可能となっている事につながっていると見られる。）。</p>	個人

受付番号	提出日	該当箇所	提出意見	背景	個人又は団体
6	2022/2/10	見直しの方針①	<p>「個人情報取扱事業者や行政機関等における連携協力の強化」の後に、「（個人情報取扱事業者の実務実態の把握及び制度改正等の十分な周知期間や準備期間の確保を含む。）」を追加すべきである。</p>	<p>事業者において多様なビジネスや広告手法等を展開している中で、個人情報保護法に係る制度・解釈・運用の改正・変更・明確化によって、既存のビジネスに大きな影響を及ぼし、必要な対応内容の検討や実施に時間を要する場合がありますことから、事業者と行政機関の連携協力の強化を進めていく上では、制度改正等の検討の段階から事業者の実務実態を十分に把握するとともに、影響範囲や対応の方法等を丁寧に議論した上で、十分な周知期間や準備期間が確保されることが必要である。</p>	一般社団法人新経済連盟
			<p>「体制面の整備も含め、明記する」の後に、次の記述を追加すべきである。とともに、現在個人情報保護委員会との共管となっていない特定分野ガイドライン等の在り方の見直しの必要性や、二重規制・二重行政が新たに作り出されることのないよう個人情報保護委員会がリーダーシップを発揮することの重要性についても明記する。</p>	<p>平成28年の個人情報保護委員会の発足に伴い、主務大臣から個人情報保護委員会への監督権限の一元化と、全分野共通に適用される汎用的なガイドラインの策定が行われたところである。このような一元的な体制・ルールの整備は、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを図る上で非常に重要である。</p> <p>しかしながら、現在5つの分野については、個人情報保護委員会が共管しない形でのガイドラインが存在しており、その必要性と適切性について検証し、見直しを行うことが必要である。例えば電気通信事業分野については、このような形でのガイドラインとする正当かつ合理的な理由は見いだせないため、速やかに共管化を図るべきである。</p> <p>また、令和3年改正により、個人情報保護関係3法の統合・一本化等が行われたことは、歓迎すべき重要な進展であるが、総務省「電気通信事業ガバナンス検討会」における電気通信役務の利用者に関する情報の保護のための法改正の提案に代表されるように、新たな二重規制・二重行政を作り出す動きが出てきている。このような動きは、一元化の趣旨に反するのみならず、消費者と事業者の双方に混乱を招き、個人情報保護法自体の実効性をも損なうおそれがある。</p> <p>したがって、個人情報保護委員会は、新たな二重規制・二重行政が作り出されることのないようリーダーシップを発揮すべきである。そのためには、変化の激しいデジタル社会において、新たに生じる課題について、個人情報保護委員会の下で適時適切に検討を進めることも重要である。</p>	
7	2022/2/10	見直しの方針①	<p>個人情報等の適正な取扱いを図る要請が高まっていることを背景に、個人情報取扱事業者に対する様々な観点からの規制、場合によっては、複数の異なる法令による規制も考えられるところである。もっとも、このような規制が検討・実施される場合であっても、個人情報等に関連するものについては、貴委員会が中心となり、行政機関間の調整・連携等を行っていただきたく、このような役割について明記いただきたい。</p>	<p>個人情報保護委員会は、個人の権利利益を保護するためだけでなく、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを使命とする機関である。当該使命の実現のためには、分野横断的な統一的な対応が必ずしも適切ではなく、他省庁との連携等が必要であり、現に、個人情報保護法上も、報告徴収や立入検査の権限が、事業所管大臣に委任可能とされている。このような連携は、個人情報の利活用に関する領域（例えば、電気通信事業分野における個人情報の取扱いに関する新しい規律の策定等）においても行われることが求められることは論を待たないが、個人情報保護法以外の法令による規律により、事業者に対して過度な負担を課すことになる懸念も存在することを踏まえ、貴委員会が中心となって、行政機関間の連携や事業者に対する影響の精査等を行っていただきたいと考えている。</p>	株式会社ユーザベース
		見直しの方針②	<p>令和2年改正法による改正に関連して、個人情報保護を図る際に一律の規制を課すのみではなく、当該規制を遵守せずとも代替手段の実施等により実質的に同等の個人情報の保護を図る旨の説明義務を課す、いわゆるコンプライ・オア・エクスプレイン・ルールの採用や、LIA/DPIA等の実施を条件に個人の権益保護と利活用の重要性を衡量判断する枠組みの導入など、柔軟な施策を検討する方針を明記いただきたい。</p>	<p>令和2年改正法に関する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の第32条第1項第4号「保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項」に関する箇所では、「必要な事項」についての詳細が記載されているが、その中には個々の事業者による解釈の余地が多分に残された記載も含まれている。このことは、同条は実質的に、事業者毎に「保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項」を検討し公表等を行う義務を課したものと考えられる。</p> <p>このような柔軟性ないし解釈の余地がある施策は、各事業者が、自社の事業内容に照らしながら必要な内容を個別具体的に検討することにより、個人情報の保護を十分に行いつつ、合理的かつ実行可能性のある方策を導くことができる。また、個人情報の本人にとっても、各事業者による対応の開示を受けることにより、自らの個人情報をどの事業者に取り扱わせるべきかについて、適切な判断が可能となる。</p> <p>そのため、このような柔軟な施策と説明義務を事業者に求めることにより、本人による個人情報の取扱い状況の把握を容易にし、個人情報保護体制の実効性の確保及び事業者の過度な負担軽減を同時に図ることに繋がる。このような趣旨を踏まえると、令和2年改正法第32条第1項第4号を評価し、その他の規定についても同様の方向で変更を図ることは、我が国の個人情報保護法制に関する新たな方向性の一つとして十分検討に値すると考えられることから、上記意見を求めるに至った。</p>	
		見直しの方針⑤	<p>「個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大し、国際的な制度調和を図っていく必要がさらに増していること等を踏まえ」て、DFFT推進の観点から取り組むべき事項が述べられているが、これらに加え、個人情報の取扱いに係る個人情報取扱事業者の義務と権利（利活用の自由）について、我が国と同等の水準にある個人情報保護制度を有している国及び地域との間における、実質的なイコール・フィッティングの確保の必要性等も明記すべきと考える。</p>	<p>個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大していく中で、国際的な制度調和を図っていく上では、データ流通の前提として、我が国独自の要請等も踏まえつつ、個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いに係る義務と自由について、制度間の実質的なイコール・フィッティングを確保する必要性がある。</p> <p>実質的なイコール・フィッティングが確保されないことにより、他国から我が国への参入を目指す企業、又は我が国から他国への進出を目指す企業等が、制度の調査及び適応のために必要以上に高いコストと負荷を強いられる状況になりかねない。これによって、日本が進出先ないし個人データの流通を含む取引先として劣後されることにも繋がり、グローバルな情報流通（バックアップの分散等による個人情報保護の技術的強化等も含む。）及び競争力の強化を阻害するおそれがあるためである。</p>	
8	2022/2/10	見直しの方針⑤	<p>個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大し、国際的な制度調和を図っていく必要がさらに増していることに賛同する。</p> <p>また、信頼性ある自由なデータ流通の推進の観点から、個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握、国境を越えた執行協力体制の強化は、いずれも重要な課題と認識している。こうした認識の下、今後の個人情報保護法制の運用および見直しに当たっては、実務上必要な諸外国への個人データの越境移転について、諸外国の制度との調和や国内個人情報取扱事業者における実務運用面に十分に配慮していただきたい。</p>	<p>実務上必要な諸外国への個人データの越境移転について、諸外国の制度と比較して厳格な規制が課されることとなった場合、事業者に過大な負担となり、国際競争力の低下要因となり得る。</p> <p>さらに、仮にそうなった場合には、過大な負担に起因する手数料の値上げや取引の謝絶等が発生し、顧客利便性の低下に繋がるなど重大な影響が生じかねないため。</p>	一般社団法人全国銀行協会

受付番号	提出日	該当箇所	提出意見	背景	個人又は団体
9	2022/2/10	見直しの方針①	個人情報保護委員会が果たすべき役割と他の行政機関と地方自治体との関係について、執行・監督、責務についてデータ主体の権利の観点からの明確化した施策の方針を希望する。	個人情報保護委員会が個人情報の取り扱いを一元的に監視監督する体制を構築するにあたって、データ主体の権利がどのように整理され、尊重されているのか、個人の権利利益の保護という同法の目的から明確化する必要がある。	サステナビリティ消費者会議
		見直しの方針①	データ主体の利益の保護の観点から、個人情報保護に関する施策における「個人情報の保護と有用性への配慮」において、データ活用の実態と現状の個人情報保護法と他の法律・ガイドラインとの関係を明確にすることを希望する。	個人情報の保護については、個人情報保護法以外にも個人情報および個人情報に関連する情報についての法律やガイドラインがあるが、デジタル社会におけるデータ活用が進んでいる実態に照らして、データ主体の権利利益の保護が十分なのか、どこに課題があるのか明確ではない結果、データ主体の利益の保護を置き去りにされる懸念がある。	
		見直しの方針②	事業者の自主的な取組みの推進において、データ主体の権利利益を実質的に保護することを明記する必要がある。「開示・利用停止等の請求権」、「漏えい等の本人通知」、「個人情報関連における本人同意が得られていることの確認」、「越境移転の際の本人同意の際の情報提供」など、本人の請求権や本人への報告・通知・情報提供などが形式的なものにならないよう、利用しやすさ、わかりやすさ、判断のしやすさなど本人の権利利益を実質的に保護することを明記する必要がある。	本人の請求権や本人への通知・公表・同意取得の実態における事業者の取組みが形式的なものになっていることが少なくない。その結果、消費者が判断できないということになりかねず、データ利活用における個人の保護やコントロール権が確保されていない懸念がある。それらはひいては本人の不利益になるばかりではなく、データ利活用あるいはデジタル社会の適切な進展を阻害しかねない。	
		見直しの方針④	事業者の責務として「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない」ことについては、具体的な企業の取組みを促すことを希望する。	この責務については、経営倫理に関するものであり、消費者や社会の信頼性に関わるものであることから、事業者の具体的取組みとして、責務の内容を基準化する、また行動規範等に落とし込んでいく必要がある。	
		見直しの方針⑤	国際的な制度との調和の観点から見て、「法の理念や制度の考え方」は「人権」の観点を考慮に入れたものにする必要がある。	日本では、諸外国に引き続き、2020年に10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020—2025）（NAP）」が策定されている。同行動計画の分野別行動計画においては「プライバシーの保護に関する議論の推進」が掲げられており、そこでは個人情報保護委員会が担当機関であることが明記されている。同行動計画は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづく国別行動計画であり、「保護・尊重・救済」の枠組みに沿って、人権の観点での取り組みを促進する必要がある。	
10	2022/2/10	見直しの方針⑤	特に個人情報保護法における要配慮個人情報について、GDPRなどの国際水準に劣らない内容を国内法で担保することを基本方針で定めるべき。 今後、GDPRなどの国際的な基準の変更があった場合に、3年ごとの見直し規定にかかわらず遅滞なく国内法を検討する旨基本方針に含めるべき。例えば、ICD-11の正式承認に伴い「性自認」（gender identity）及び「性別変更履歴」がGDPRの「特別な種類のデータ」に追加される可能性があるが、その際には個人情報保護法および関連法令・規則においても速やかに要配慮個人情報に追加すべきである。	安全・円滑な越境移転を推進するためには、ルールをより分かりやすくすることが不可欠であるため。「要配慮個人情報」は、プライバシーを守りつつ個人情報をやりとりするために最重要の概念であり規定である。現場で運用する際も細心の注意が必要となる。 しかし、GDPRの補完的ルールが定められたことにより、EU域内への個人情報移転とそれ以外への移転や国内での取り扱いとで要配慮個人情報として扱わなければならないものに違いが生じた。このルールのわかりにくさにより、細心の注意が必要な事柄にもかかわらず現場レベルでの混乱が見られ、事故のリスクを高めている。こうした混乱を解消するため、国際取引に必要な水準を国内法で担保することを基本方針で定めていただきたい。 また、それに伴い、「労働組合」「性生活」「性的指向」を要配慮個人情報に追加する改正は、今後速やかに行っていただきたい。そもそも、個人情報保護法で要配慮個人情報が制定される前から、プライバシーマーク審査等にJISQ15001が使われてきたが、ISQ15001:2006までは「特定の機微な個人情報」の中に「労働組合」「性生活」が含まれていた。ところが、JISQ15001:2017に要配慮個人情報が入った際、「特定の機微な個人情報」には含まれていた「労働組合」「政治的権利の行使」「性生活」が要配慮個人情報ではなくなり、この時点でも混乱があった。さらに、「労働組合」「性生活」「性的指向」は要配慮個人情報には含まれていないけれどもGDPRの補完的ルールには含まれるということになり、大変複雑である。 ルールが複雑化すると安全な運用の妨げとなるため、少なくとも要配慮個人情報のような安全性に直結する重要な部分については、補完的ルールを積み重ねるのではなく、速やかな法改正で対応するという方針を示していただきたい。	社会保険労務士事務所 所オフィスR
11	2022/2/10		以下の点を、見直しの方針に取り入れて頂くよう、要望いたします。 LGBT、多様な働き方など、社会の価値観は変化し続けているため、「要配慮個人情報」や事業所管官庁が規定する「機微情報」などの範囲が、時代の要請に適切に対応した必要十分なものとなっているか、不断の見直しに努めるとともに、国、地方、事業者、国民が共通した認識を保有するよう努めることとする。 また、各国において、個人情報などの一層厳格な管理が求められる中で、管理対象の定義や漏えい報告義務の範囲などが、法域間で異なる恐れも高まっている。 データの円滑な越境移転や、事業者の国際的な活動を妨げないよう、国際的な調和に努めることとする。		国際銀行協会